

○宇土市老人福祉センター条例

平成17年7月4日

条例第23号

宇土市老人福祉センター条例（昭和42年条例第10号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき老人福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇土市老人福祉センター	宇土市新小路町138番地2
宇土市西部老人福祉センター	宇土市下網田町1942番地1

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 生活、住宅及び身上等に関する相談及び指導に関すること。
- (2) 疾病の予防治療等に関する相談及び指導に関すること。
- (3) 身体機能の回復訓練に関すること。
- (4) 生業及び就労等の指導に関すること。
- (5) 教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、福祉を増進するために必要な事項

（指定管理者による管理）

第4条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。
- (2) センター利用の制限に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち市長が必要と認めるもの

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用時間を変更することができる。

（休館日）

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を

得て、臨時に休館日を変更し、又は設けることができる。

(利用者の資格)

第8条 センターを利用することができる者は、本市の区域内に住所を有する60歳以上の者その他指定管理者が適当と認めた者とする。

(利用の許可等)

第9条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が適当でないと認めるとき。

2 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、前項の利用許可について条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、前条の規定にかかわらず利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を制限することができる。

- (1) 営利を目的とするとき。
- (2) 感染症等疾患を有するとき。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用の停止を命じなければならない。

- (1) 虚偽その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例に違反したとき。
- (4) 第9条第1項各号に該当することとなったとき。

(利用料金)

第12条 センターを利用する者は、指定管理者にセンター利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、次に掲げる場合は、利用料金を減免することができる。

- (1) 生活、身上及び健康等の相談のみに使用するとき。
- (2) 指導、慰問その他老人の福祉を目的として使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めたとき。

(利用料金の還付)

第14条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により、利用することができないとき。
- (2) 利用者がその利用の前に、利用の取消し又は変更の申出をした場合において、指定管理者が相当の理由があると認めたとき。

(損害賠償義務)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき事由によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(市による管理)

第16条 第4条の規定による指定管理者の指定を行わないときは、市がセンターの管理を行うものとする。

2 第6条から第14条まで(第12条第3項を除く。)及び別表の規定は、前項の規定によるセンターの管理について準用する。この場合において、第6条中「指定管理者が必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が認めるときは」と、第7条第2項中「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、市長の承認を得て」とあるのは「前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは」と、第8条から第11条までの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者にセンター利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」とあるのは「センター利用に係る料金(以下「使用料」という。)を納付しなければ」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるもの」とあるのは「別表に掲げる額」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第40号)抄

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

区分	利用料金	
	1人1日につき	団体(20人以上)又は回数券 1人1日につき
市内居住者	100円	80円
他市町村居住者	300円	240円